

公立大学法人岩手県立大学

第2回修学支援給付金申請要項

申請受付期間

令和2年11月2日(月)～11月16日(月)

岩手県立大学
岩手県立大学盛岡短期大学部
岩手県立大学宮古短期大学部

問い合わせ先

○滝沢キャンパス:

学生支援室 学生支援グループ

TEL 019-694-2010

FAX 019-694-2011

○宮古キャンパス:

宮古事務局

TEL 0193-64-2230

FAX 0193-64-2234

1 本制度の概要

「公立大学法人岩手県立大学第2回修学支援給付金（以下、「第2回大学給付金」という）」は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響を受けた学生に対して、後期を通じて修学のために必要な経費を支援する制度です。

なお、第2回大学給付金は、独立行政法人日本学生支援機構への寄付金による「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を活用しており、前期に実施した国の「学生支援緊急給付金」や本学の「修学支援給付金」の支給対象となった学生も申請できます。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済的支援については、今後も国の動きや学生の経済状況を把握しながら、引き続き、検討していきます。

2 対象者

以下すべての要件に該当する者。

ア 令和2年度後期授業料の全額免除となる学生 ※

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、父、母、父母以外の生計維持（扶養）者、独立生計者の学生のいずれかの収入等が減少したもの

※ 令和2年度後期授業料が全額免除となるかどうかは現在審査中です。後期授業料減免に申請し、イの要件に該当する場合は、積極的に申請してください。

3 給付額等

・ 給付額 : 1人につき5万円

※ 後期を通じて修学のために必要な経費（教科書及び参考図書等の図書購入費、通学費、実習費、就職活動費等）を支援の対象としています。

4 申請受付

(1) 申請期間

令和2年11月2日（月）～11月16日（月）まで〔土日祝祭日を除く〕

（郵送による申請も受け付けます。郵送の場合は、最終日の消印有効。）

（郵送の場合は、封筒の表に「第2回修学支援給付金申請書類在中」と朱書きしてください。）

(2) 受付時間

8時30分～18時15分

(3) 受付場所

滝沢キャンパス：学生センター（〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52）

宮古キャンパス：宮古短期大学部事務局（〒027-0039 岩手県宮古市河南 1-5-1）

5 注意事項

(1) 申請者は学生本人です。提出書類は必ず自分で記入してください。

(2) 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。

(3) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、給付決定後であってもこれを取り消すことがあります。

※必要に応じ下記以外にも確認書類の提出を求めることがあります。

6 提出書類

	提出する書類	注意事項
1	公立大学法人岩手県立大学第2回修学支援給付金申請書(様式第1号)	・記入もれ等ないよう、必要事項はすべて記入すること。
2	公立大学法人岩手県立大学第2回修学支援給付金を受けるための要件に係る申立書	・全ての項目を確認すること。
3	2019年の収入等が確認できる書類の写し(所得・課税証明書、確定申告書又は源泉徴収票等)	・父、母、父母以外の生計維持(扶養)者、独立生計者の学生のいずれかについて提出すること。 ※授業料減免申請時に提出済の場合は不要。
4	新型コロナウイルスの影響で2020年の収入等が減少見込であることが確認できる書類(勤務先が発行する最近3か月分の給与支払明細書の写し、月収又は年収見込証明書、自営業の方は最近3か月の帳簿の写し等)	
5	振込先口座の預金通帳のコピー	・口座番号等が記載されている箇所(表紙を1枚めくったページ)のコピーを添付すること。